



## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う資金繰り支援

—民間金融機関でも制度融資を利用した実質的な「無利子融資」が可能に—

井上 有弘

### ポイント

- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大の影響は、幅広い業種の中小企業に及んでいる。本稿では、多くの中小企業にとって喫緊の課題となっている資金繰りに関して、支援策の現状と見通しをまとめた。
- ▶ 3月10日公表の「緊急対策第2弾」では、日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が創設された。併せて「特別利子補給制度」が設けられたことで、実質的な「無利子融資」が導入されている。また、信用保証制度や市区町村の制度融資の拡充も図られている。
- ▶ 今後については、「民間金融機関でも無利子の制度融資を受けることができる制度」の創設が見込まれている。その運用スキームや融資条件等の詳細は現時点では明らかになっていないため、各信用金庫においては、関係機関からの情報収集を緊密に行うことが通常以上に重要となる。

### 1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるなか、2020年度がスタートした。小中高の一斉休校要請から1か月以上が経ち、大阪府、東京都などで外出自粛が要請されるなど、人の移動が制約される状況が続いている(図表1)。

中小企業においては、宿泊業、飲食業のみならず、中国からの部品輸入が滞るなどサプライチェーンの寸断から、製造業、建設業など幅広い業種に影響が及んでいる。

本稿では、売上急減に伴い多くの中小企業にとって喫緊の課題となっている資金繰りに関して、政府の支援策の現状と見通しをまとめた。

(図表1) 国内の主な動き

月日	主な動き
1月28日	日本人初感染者を確認
2月13日	新型コロナウイルス感染症緊急対策を決定
2月27日	一斉休校を要請
2月28日	北海道知事 緊急事態宣言
3月10日	新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾を決定
3月17日	日本政策金融公庫等「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を開始
3月19日	大阪府知事 大阪府と兵庫県の往来自粛を要請
3月24日	東京オリンピック・パラリンピック延期決定
3月25日	都知事 不要不急の外出自粛を要請
3月28日	首相 緊急経済対策の策定を指示

(備考) 各種報道等より作成

### 2. 公的な資金繰り支援策

政府が3月10日に公表した「新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾」<sup>1</sup>では、業況が悪化した事業者を対象に、政府系金融機関である日本政策金融公庫等(以下「日本公庫等」という。)による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が創設された(図表2)。併せて、フリーランスを含む個人事業主、売上が急減した事業者に対して利子補給を行う「特別利子補給制度」が設けられたことで、実質的な「無利子融資」が導入されている。

(図表2) 日本公庫等の特別貸付の概要

- 融資対象  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方  
①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方  
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方  
a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高  
b 令和元年12月の売上高  
c 令和元年10月~12月の売上高平均額
- 資金使途 運転資金、設備資金
- 担保 無担保
- 貸付期間  
設備20年以内、運転15年以内  
うち据置期間、5年以内
- 融資限度額  
別枠で中小事業3億円、国民事業6,000万円
- 金利  
当初3年間は基準金利から0.9%引下げ  
4年目以降は基準金利

(備考) 経済産業省資料より作成

また、信用保証制度では、一般保証とは別枠のセーフティネット保証(経営安定関連保証)が拡充されている(図表3)。自然災害を要件として100%保証となるセーフティネット保証4号では3月2日に全都道府県が地域指定された。また、業種が指定されているセーフティネット保証5号では対象業種が順次拡大されている。さらに、リーマンショックや東日本大震災時等のような全国的な信用収縮を想定して制度化された「危機関連保証」(100%保証)が初めて発動された(目的別保証制度の詳細は信用保証協会連合会HP<sup>2</sup>等を参照)。

(図表3) セーフティネット保証の概要

種類	要件
1号	大型倒産(再生手続き開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者
3号	突発的災害(事故等)により影響を受けている特定地域の特定業種を営む中小企業者
4号	突発的災害(自然災害等)により影響を受けている特定地域の中小企業者
5号	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営の合理化(支店の削減等)に伴い借入れが減少している中小企業者
8号	RCC(整理回収機構)に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(備考) 全国信用保証協会連合会資料より作成

こうした全国的な支援制度拡充のほか、多くの市区町村の制度融資においても、資金繰り支援のための緊急対応が図られている。なかには、利子や信用保証協会の保証料を補助するものもあり、事業者が実質的に無利子かそれに近い金利負担で利用できる場合もある。

### 3. 民間金融機関でも実質無利子融資が可能に

目下、多くの信用金庫が取引先の資金繰り支援に尽力しているものの、現時点では、民間金融機関が日本公庫等の実質的な「無利子融資」に金利面で対抗することは容易ではない。

このため、信用金庫の取引先から、日本公庫等の特別貸付に関する相談があった場合は、日本公庫窓口の紹介や必要書類の確認等を行っている信用金庫もあるものと思われる。

金融庁からも、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(要請)」<sup>3</sup>として、民間金融機関に日本公庫等との連携強化に努めること等が要請さ

れている。

ただし、今後については、「民間金融機関でも無利子の制度融資を受けることができる制度」の創設が見込まれている。安倍首相は、3月28日の会見で「中小・小規模事業者の皆さんには、既に実質無利子・無担保、最大5年間元本返済据置きという大胆な資金繰り支援策を講じてきたところですが、この無利子融資を民間金融機関でも受けられるようにいたします」<sup>4</sup>と述べている。

さらに質疑応答では、「緊急経済対策の策定と、その実行のための補正予算の編成を(中略)、今後10日程度のうちに取りまとめ、速やかに国会に提出したいと考えております」と答えている。国会審議等に時間を要するため、民間金融機関での実質無利子融資が可能になるには相応の期間が必要と考えられるが、信用金庫でも制度融資を利用した実質的な「無利子融資」が可能になる見込みである。

### 4. おわりに

民間金融機関による無利子の制度融資について、その運用スキームや融資条件等の詳細は現時点では明らかになっていない。

各信用金庫においては、当面の間は、金融庁や経済産業省、業界団体などからの情報をフォローすることはもちろん、制度融資を行う地域の市区町村、各地の信用保証協会、日本公庫の支店などと情報交換を緊密に行うことが通常以上に重要となる。

それにより、民間金融機関による無利子の制度融資がスタートした際には、自金庫において迅速に対応することができる。さらに、資金繰り支援において良好な関係を築いておくことによって、危機克服の後に生じる前向きな資金需要に応えることも期待できる。

以上

<sup>1</sup> 国による事業者向け支援策については、「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(経済産業省)に網羅的に記載されている。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

<sup>2</sup> 全国信用保証協会連合会「目的別保証制度」

<https://www.zenshinoren.or.jp/model-case/keiei-shi-sho.html>

<sup>3</sup> 「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(要請)」(金融庁3月24日)

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200324.html>

<sup>4</sup> 安倍首相記者会見(首相官邸3月28日)

[http://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2020/](http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/)